

お子様が学校管理下でけが等をした場合…

子ども医療費助成受給券を使用しないようご注意ください

学校での負傷などの医療費については、日本スポーツ振興センターの災害共済給付が優先され、子ども医療費助成制度の給付は受けられませんので、下記にご留意いただきますようお願いいたします。

- ◆お子様の学校管理下での負傷・疾病等において、完治するまでの医療費の自己負担分が1,500円以上の場合は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象ですので、子ども医療費助成受給券を使用せずに窓口で自己負担分3割相当額をお支払いください。

※ただし保険外診療・交通費等は給付対象とはなりませんのでご注意ください。

- ◆学校に日本スポーツ振興センター災害共済給付金の申請をお願いいたします。

(災害共済給付金は、自己負担額(医療費の3割分)と合わせて医療費の1割分が給付されます。)

- ◆完治するまでの医療費が1,500円未満の場合は、子ども医療費助成申請となります。

領収書は大切に保管しておいてください。

- ◆子ども医療費助成受給券を使用してしまった場合は、学校へご相談ください。

問い合わせ先 いすみ市教育委員会
学校教育課 教育総務班
TEL 0470-62-3621